

## 「使用料・手数料の見直し内容（案）」についての意見募集結果

### （1）パブリックコメントの概要

- ・意見募集期間 令和5年9月27日（水）から10月20日（金）まで
- ・意見提出者数 1人

### （2）市民説明会の概要

- ・日時及び場所 ① 市民総合体育館使用料の見直しについて 令和5年9月27日（水）19時～@市民総合体育館2階 第1・2会議室  
② し尿雑排水等処理手数料の見直しについて 令和5年9月28日（木）19時～@市役所3階 第4会議室
- ・参加者数 ①1人、②0人

### （3）いただいた意見・質問の内容及び市の考え方（個人情報を含むご意見等は意見の趣旨を損なわない範囲で一部を変更させていただいています。）

番号	意見・質問の内容	市の考え方	意見をいただいた場所
総合体育館使用料（貸切）			
1	料金がどのように上がるのか気になっていた。施設の利用率は100%でみているのか。 100%の場合は料金がある程度軽減されると思うのだが。	今回の原価計算では利用率100%として原価を利用可能な時間数で割って、理論上の適正価格を計算しています。	説明会
2	今は物価が上がっている中で、ちょうど4年に1度のタイミングで見直しを行ったということか。	今回の使用料・手数料の見直しについては「使用料・手数料の見直しに関する基本方針」に基づき、前回改定（令和2年4月）から4年後の令和6年4月の改定に向けて令和4年度から事務を進めており、計算に当たっては令和3年度の決算数値を使用しています。そのため、現在の物価高騰分が直接反映されているわけではありません。	説明会
3	原価に相当する「人件費」や「物件費」が小さくならない限り、使用料は下がってこないということか。	原価計算方法として対象とする経費の範囲が人件費、物件費、維持補修費、補助費等、公債費（利子分）、減価償却費であることから、原価に相当する費用（人件費や物件費等）が小さくならない限りは理論上の適正価格が下がることはありません。しかしながら、使用料は原価計算で算出した理論上の適正価格だけを用いて設定するのではなく、他市の料金との比較も踏まえて設定するものであるため、「人件費」や「物件費」が小さくならない限り、使用料が下がらないというわけではありません。	説明会

番号	意見・質問の内容	市の考え方	意見をいただいた場所
4	なぜ他市の料金が気になるのか。自分たちの所だけが高い・安いではまずいのか。	仮に国立市だけで検討し、理論上の適正価格を直接適用すると、「第一体育室・午前・半面」では使用料を1万円にしなければなりません。体育施設は市民の健康維持に重要であると考えており、他市の同水準のサービスに対する料金設定は意識させていただいております。	説明会
5	普段は第三体育室を利用しているが、現在はワクチン会場のため別の体育室を使っている。第一体育室を使っていると「こんなに涼しいんだ」と感じる。	第三体育室は空調設置の方向で現在設計を進めています。来年度工事の予定であるため、空調設置後は快適な環境で利用いただけたらと考えています。	説明会
市民課関係手数料、課税課関係手数料			
1	コンビニ交付の理論上の適正価格（原価）の算出にあたり、システム更新の減価償却費や機器リース料、保守点検費は計算に入っていますか。	コンビニ交付の原価算出に当たっては、システム更新の委託料、機器賃貸借料、保守委託料等を積算しています。	パブコメ
2	コンビニ交付事業者等への委託手数料は、1枚あたりいくらですか？ コンビニ交付導入時以降、1枚あたりの委託手数料は変更されていますか？（変更されている場合は年度と金額を教えてください）	コンビニ交付事業者（J-LIS）への事務委託料は1枚(1件)当たり117円です。 平成29年度に123円から115円に変更になり、消費税が10%になったことに伴い令和元年10月に115円から現行の117円に変更されています。 この価格は全団体共通の価格であり、自治体規模や交付枚数の増減により金額が変動することはありません。	パブコメ

番号	意見・質問の内容	市の考え方	意見をいただいた場所
3	<p>証明書等のコンビニ交付について、理論上、（前記項目を計算に入れた上で）住民票等及び印鑑証明書が年間何枚程度発行されれば、理論上の適正価格が現行の窓口交付とほぼ同額（300円）になるのですか。</p> <p>それは現在の推移からすると何年頃に達成されると想定されますか。その見通しは現実的ですか。</p>	<p>各窓口、郵送、コンビニ交付それぞれに特徴があり、現時点では利用される市民の方等が最も便利なチャンネルを選択していただけるよう環境を整えることが必要と考えております。現行の手数料と理論上の適正価格が乖離していることは認識しておりますが、定期的な設備の更新費用なども考慮すると、理論上の適正価格が300円程度となることはありません。他市の同水準のサービスに対する料金設定と比較しながら、適正な手数料を検討していくことが妥当と考えています。コンビニ交付は、全国約56,000店に及ぶコンビニ店舗等で6：30～23：00まで住民票等の証明書の交付が受けられるという市民の方にとって非常に利便性が高い有効な住民サービスであり、更なる普及を目指して、また他市との均衡も踏まえて手数料を改定しないと判断したところです。今後の普及の状況を踏まえて、4年ごとの使用料・手数料の改定時に判断してまいります。</p>	パブコメ
4	<p>「コンビニ交付については乖離率が著しく見直し対象ではあるが、コンビニ交付への誘導を図るため、手数料は改定しない」とのことですが、乖離率がどの程度になったら、料金を適正価格（受益者負担割合100%）にするか「出口戦略」はありますか。</p> <p>あるとすれば、それは何年頃になりますか。それは現実的ですか。</p>	<p>国立市DX推進計画では、基本方針(1)において、「書かない」「いかない」スマートな窓口の実現を、また基本方針(3)において、「あんしんな」市役所の実現を目指しており、デジタルデバインドに対応しながら、行政手続のオンライン化を推進しております。証明書等の交付についても、コンビニ交付を普及させながら、利用が難しい方に対しては、窓口で丁寧に対応する体制を整えていく考えであり、ご質問の出口につきましては、コンビニ交付の普及の状況を把握しつつ、今後の使用料・手数料の改定時に判断すべきことと認識しております。</p>	パブコメ

番号	意見・質問の内容	市の考え方	意見をいただいた場所
5	<p>「原価計算の結果、コンビニ交付については乖離率が著しく見直し対象ではあるが、コンビニ交付への誘導を図るため、手数料は改定しない」との結論（考え方）には、下記の4つの理由から、大いに異議があります。</p> <p>コンビニ交付を利用しない市民が肩代わり負担している不公平を是正するため、コンビニ交付の手数料優遇策を打ち切り、窓口交付と同じく受益者負担率100%（1500円前後）とすべきです。少なくとも優遇策は無くしてください。</p> <p>（1）市民課関係手数料は「受益者負担割合100%」としておきながら、乖離率が著しい多額のコストを、コンビニ交付を利用しない市民が負担していることになり、極めて不合理・不公平である</p> <p>（2）コンビニ交付事業者等への委託手数料が交付一枚あたりで設定されている以上、コンビニ交付が増えると全体のコストも増えるため、1枚あたりの物件費は削減が進まず、現在の窓口交付なみの原価300円の達成は現実的に考えて困難である</p> <p>（3）どの程度コンビニ交付が利用されるようになったら、手数料を受益者負担100%に持っていか、という「出口戦略」があるようには見られず、「コンビニ交付への誘導を図る」との名目でずるずると公費が投入され続ける可能性がある</p> <p>（4）毎年の証明書等の交付枚数に大きな増減がないものと仮定すると、【コンビニ交付が増えると窓口交付が減る】→【コンビニ交付の原価は下がるが頭打ちとなる一方で窓口交付の原価は上がる】→【窓口交付の手数料（だけ）値上げされる】ことが想定される</p>	<p>コンビニ交付の利用については、交付時間帯について窓口開設時間外が過半を占めることや、勤務先又は提出先と思われる都心部や遠隔地での交付も多いということなど利便性が高いことから交付枚数が年々増加しております。現状、東京都内では23区、26市すべてでコンビニ交付を行っており、全国の市区町村の68.9%に当たる1,204市区町村（令和5年1月1日時点）がサービス提供をしており、多摩26市において窓口とコンビニ交付で手数料に差がある市は国立市を含め17市あります。</p> <p>また、転入手続等の窓口においても、後日都合のいいタイミングでコンビニ交付を受けるからと同時に住民票を申請せずに帰宅される市民の方も多くなってきているなど、コンビニ交付は市民の方にとって利便性の高い有効な住民サービスとなっているものと考えて更なる普及を目指しております。</p>	パブコメ

番号	意見・質問の内容	市の考え方	意見をいただいた場所
自転車駐車場使用料			
1	<p>ほぼ全ての駐輪場が原価より使用料（ユーザー負担）が上回っており、乖離率が20%を超えています。つまり市が「儲けて」います。</p> <p>近隣の立川市や府中市のように、駅から離れた場所に無料駐輪場を用意したり、一時利用については「2時間無料」としたり、駅や駐輪場ごとにさらに複数の料金設定をするなどして、全体的に値下げして、市民・ユーザーへの還元を図るべきです。</p>	<p>理論上の適正価格は、定期利用及び一時利用ともに満車を前提とした試算になっておりますが、現状、満車になっているわけではないことから、必ずしも市が「儲けて」いるわけではございません。</p> <p>また、市で管理している中央線高架下自転車駐車場以外の自転車駐車場は駅から近いところが多いため、現時点では原則、同一の料金設定をしています。無料駐輪場については、中央線高架下自転車駐車場の一時利用は、2時間以内は無料となっています。</p>	パブコメ